

平成27年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	職業転換給付金制度			担当部局庁	職業安定局雇用開発部		作成責任者					
事業開始年度	昭和41年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	雇用開発企画課		雇用開発企画課長 北條憲一					
会計区分	一般会計、労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名	IV-3-1 高齢者・障害者・若年者等の雇用の安定・促進を図ること							
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	雇用対策法第18条第1号から第6号、雇用対策法施行令第2条、雇用対策法施行規則第1条の4、同規則第2条から第6条の2、同規則附則第2条及び雇用保険法第63条第1項第3号、雇用保険法施行規則第130条			関係する計画、 通知等	-							
主要政策・施策				主要経費	社会保障、その他の事項経費							
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	就職が困難な失業者及び国の施策等により離職を余儀なくされた離職者等に対し、これらの失業者の生活の安定を図りながら再就職の促進を図ることを目的とする。											
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	上記目的のため、各種の給付金を支給する。 (1)求職者に支給されるもの ①就職促進手当(求職者の求職活動の促進とその生活の安定を図る給付金)、②訓練手当(求職者の知識及び技能の習得を容易にするための給付金)、③広域求職活動費(広範囲の地域に渡る求職活動に要する費用に充てるための給付金)、④移転費(就職又は知識若しくは技能の習得をするための移転に要する費用に充てるための給付金)、⑤就業支度金(公共職業安定所の紹介により就職することを促進し、又は事業を開始することに要する費用に充てるための給付金) (2)事業主に支給されるもの ①職場適応訓練費(雇用保険受給資格者以外の求職者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための給付金)②職場適応訓練委託費(雇用保険受給資格者を作業環境に適応させる訓練を行うことを促進するための委託費)、③特定求職者雇用開発助成金(就職が特に困難な者を雇い入れることを促進するための給付金) 注:(1)②及び(2)①は、都道府県実施事業											
実施方法	直接実施、負担											
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求							
	当初予算	587	530	498	571	969						
	補正予算	-	-	-	-							
	前年度から繰越し	-	-	-	-							
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-							
	予備費等	-	-	-	-							
	計	587	530	498	571	969						
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標	単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度					
	職場適応訓練修了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合75%以上とする	職場適応訓練修了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用された者／職場適応訓練修了者	成果実績 目標値 達成度	% % %	81 72 112.5%	76.1 72 105.7%	90 72 125%					
	活動指標			単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込				
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	職場適応訓練実施後事業所への就職件数			活動実績 当初見込み	件 件	112 406	86 363	72 213				
								157				
単位当たり コスト	算出根拠			単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込				
	単位当たりコスト=X/Y			単位当たり コスト	円/件	624,991	579,418	442,083	471,987			
	X:職場適応訓練実績額(千円) Y:就職決定件数			計算式	X / Y	69,999千円 /112件	49,830千円 /86件	31,830千円 /72件	74,102千円 /157件			
平 成 2 7 ・ 2 8 年 度 予 算 内 訳 (単 位 : 百 万 円)	費目	27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由								
	給付金	571	969	対象人員の増加が見込まれることによる増								
	計	571	969									

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	就職困難者の求職活動及び就職の促進を図ることは重要な課題であるため、国として積極的に支援する必要がある
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	本制度については、就職困難者の就職を促進するためにハローワークで行う職業紹介と一体的に実施する必要がある
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	本制度は、就職困難な失業者等に対し、これらの者の生活の安定を図りながら再就職を促進することを目的としており、優先度の高い事業である
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	雇用のセーフティネットとしての役割を考慮した必要な経費を負担するものであり、妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	妥当と判断し、当該コストの水準維持に努める
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	
	費目・用途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	全て直接事業目的のために使われている
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	△	支給対象人員が当初見込みを下回ったことによるもの。今後、執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう見直しを行うことが必要
事業の有効性	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか	-	
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか	○	成果目標を上回る成果実績を上げており、本制度により就職が困難な失業者の再就職の促進が図られている
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	○	本制度(職場適応訓練)について、就職率は高く実効性は高い
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	△	職場適応訓練受講者数等が当初見込みを下回ったことによるもの。今後、執行状況等を勘案し適切な予算額となるよう見直しを行うことが必要
関連事業	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	
	所管府省・部局名 事業番号 事業名		
点検・改善結果	点検結果	平成26年度においては、職場適応訓練修了者のうち、訓練を実施した事業所に雇用される者の割合が90%と目標(72%)を上回っており、本制度の目的に資する制度運営がなされているものと判断できる。	
	改善の方向性	執行状況を勘案し、適切な予算額となるよう見直すことに加え、より適切な執行率となるよう改善を検討していく必要がある。	

外部有識者の所見

点検対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

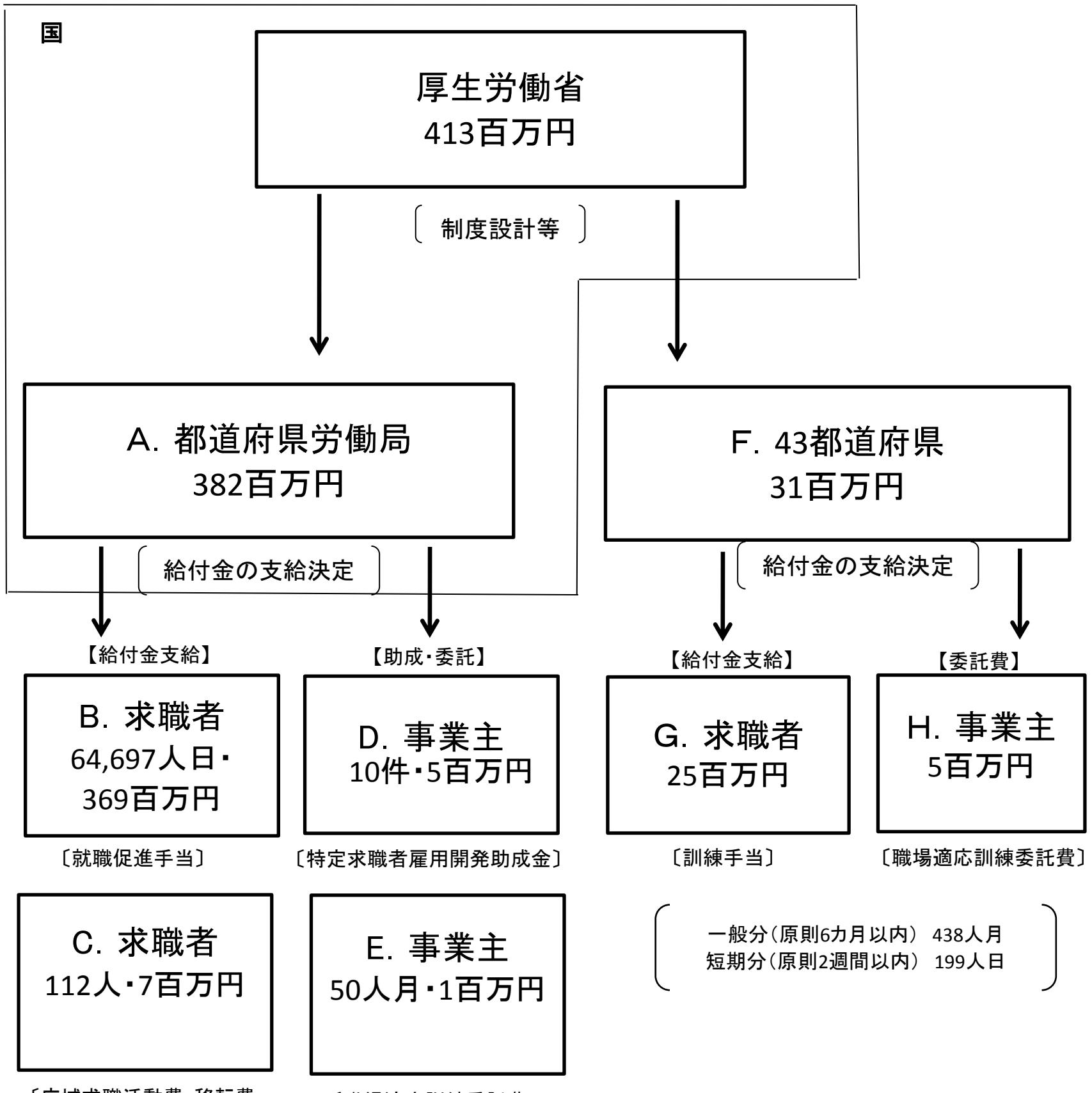
現状通り	成果実績は目標を上回っており、引き続き、就職困難者の求職活動及び就職の促進を図るための必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況	
現状通り	-
備考	

単位当たりコスト算出実績額と全体執行額との差額は、求職者に支給する就職促進手当等であり、個々の求職者毎に支給額が異なるため、単位あたりコストの算出にはなじまない。

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	913	平成23年度	787	平成24年度	695	
平成25年度	540	平成26年度	538			

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



支出先上位10者リスト

A.都道府県労働局

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	神奈川労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	142	—	—
2	沖縄労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	96	—	—
3	山口労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	39	—	—
4	青森労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	35	—	—
5	東京労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	28	—	—
6	長崎労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	20	—	—
7	福岡労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	4	—	—
8	広島労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	4	—	—
9	埼玉労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	3	—	—
10	熊本労働局	求職者や事業主に対する職業転換給付金の支給	3	—	—

F.都道府県

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	北海道	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	14	—	—
2	徳島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	4	—	—
3	沖縄県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	4	—	—
4	広島県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2	—	—
5	茨城県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	2	—	—
6	滋賀県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	1	—	—
7	福岡県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	1	—	—
8	奈良県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	0.8	—	—
9	島根県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	0.4	—	—
10	福井県	職場適応訓練費負担金の国負担部分の交付	0.4	—	—